

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 5年 5月29日(月) 午後7:02～ 8:00

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志 欠	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 議案第3号 農地法第4条
- ・ 議案第4号 農地法第5条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可
- ・ 議案第4号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、5月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>みなさんこんばんは、お忙しい中ありがとうございます。それでは、議題にそつて審議していきたく思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の井上委員と8番の春名光博委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、1件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が1件となります。</p> <p>■申請番号 2-21 番（使用貸借） 4筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 美作市●●●番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は、P3～4に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>（意見聴衆）</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P5 農地法第3条の案件です。</p> <p>■申請番号 16 番（所有権移転） 2筆</p> <p>譲渡人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>譲受人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、譲受人が譲渡人から土地を購入し、新築することとなっております。その残地を農地として購入するものです。自家用作物を栽培予定とのこと。なお、令和5年4月1日より、下限面積が撤廃されたことで、10アール未満の取得が可能となった案件です。</p>

	<p>詳細は、6～14 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第2号議案について、何かありますでしょうか。</p>
(意見聴衆)	<p>特になし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 P15 農地法第4条の転用の案件です。</p> <p>■申請番号 18 番 2 筆 申請人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 20 番 1 筆 申請人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 22 番 1 筆 (追加資料) 申請人 大阪府●●● ●●● 氏</p> <p>18 番は、集会所老朽化に伴う移転のため、新設されたものです。このことに係る、始末書については、P22 に添付しております。農業委員会への許可が必要な旨の認識がなかったということで、悪意性があるものではないと判断されますので、追認許可の意向を伺うものです。</p> <p>20 番は、貯木のための土場にするための転用です。本件については、現所有者の父が生前中、土場としてかした経緯があるということで、その状態のまま相続されたとのことです。現申請者には認識がなかったとのことで、P32 に始末書を添付しております。悪意性があるものではないと判断されますので、追認許可の意向を伺うものです。</p> <p>近年、農地パトロール等により、このような状態が発見されてきております。今年度も引き続きパトロールのほどよろしく申し上げます。</p> <p>22 番は、急遽議題に上げさせていただいております、別紙になります。本件は、墓地の移転に伴う転用の案件です。</p> <p>詳細は、P16～32 および別紙のとおりです。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第3号議案について、何かありますでしょうか。</p>

(意見聴衆)	
青木代理	20 番について、以前も始末書になっていた。指導をしっかりとすること。
事務局	わかりました。
高木委員	22 番が追加議案になっているが、急ぐ理由があるのか。
事務局	墓地の移設ということで、盆までに公示を完了したいとの旨を受けています。会長には電話連絡だが、追加議案のある旨はお伝えしております。
高木委員	今後も急ぐようなことがあれば、同じように取り合う使うのか。
事務局	今回においては、既存の墓地が崩落の危険性もあり、工事を早めたいとの意向も申請書からうかがえます。今後、緊急を要する場合は、追加議案をお願いすることもある可能性はあります。
萩原委員	追加議案にする際のルールを決めてはどうか。
事務局	基本は、毎月 25 日締めを原則としますが、災害の危険性や住民の安全面の対応が急務なものや、その他緊急を要する場合は、会長、会長代理及び担当地区の委員と事前協議の上、決定することでどうかでしょうか。
全委員	よい。
会長	他に無いようでしたら、第 3 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 4 号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 P33 農地法第 5 条に係る転用の案件です。 ■申請番号 17 番 1 筆 貸人 西栗倉村●●●●番地 ●●●● 氏 受人 西栗倉村●●●●番地 ●●●● 氏 本件は、貯木場としての土場として、一時転用するものです。期間は、許可日から令和 5 年 7 月 31 日までとなっています。 詳細については、P34～42 をご参照ください。
会長	第 4 号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	

特になし。	
会長	他に無いようでしたら、第4号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第1号 P43 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。</p> <p>■報告番号19番 1筆 相続人 兵庫県●●● ●●● 氏</p> <p>本件について、P45にあるように、3筆の届けをいただいておりますが、1番目と3番目については、既に、非農地判断が終了しているものであるため、省いております。</p> <p>詳細は、P44～48に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
(意見聴衆) 特になし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① 以前ご紹介しました、西山の獣害監視のための、トレイルカメラの設置を行っているところです。合わせて、6月27日(火)午後1時30分から百森ひろばにおいて、岡山県の事業において、獣害対策講習会を開催します。農業委員の皆様も出席をお願いします。住民の皆様には、告知放送や文字放送等で周知していく予定です。</p> <p>② 以前にもお伝えしました、地域計画の策定についてですが、今年度は、「協議の場」を設け、その内容を公表することとなっています。協議の場については現在検討中ですが、委員の皆様にも出席していただく予定です。また、岡山県、市町村、農業委員会、JA、農地中間管理機構それぞれに役割があります。協議の場における委員の役割は、農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供、新規就農者や後継者の意向把握・情報提供、遊休農地、所有者不明農地の意向把握・情報提供、担い手の協議の場への協力が挙げられます。利用権設定が廃止され、農地中間管理方式へ移行することや農地一筆ごとに今後10年間の管理者を決めていく必要がありますので、ご周知ください。</p> <p>以上です。</p>
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理をお願いします。

会長代理	今日、気象庁が 10 年ぶりに梅雨入りが早いそうですので、そんな事でみなさん気をつけてください。お疲れ様でした。
------	--

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____